

新庄市役所エコチャレンジ・プラン

第3次新庄市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

新 庄 市

令和3年3月

～目次～

第1章 計画策定の背景	2
1. 地球温暖化とは？	2
第2章 国内外の動向	2
1. 国際的な動向	2
2. 国内の動向	3
3. 新庄市の動向	3
第3章 第2次実行計画の進捗状況	4
1. 第2次実行計画の概要	4
2. 第2次実行計画の進捗状況	4
第4章 計画の基本事項	7
1. 計画の目的	7
2. 計画の位置付け	7
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象とする温室効果ガス	8
5. 計画の対象範囲	8
第5章 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量状況及び削減目標	10
1. 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	10
2. 要因別に見た温室効果ガス排出量	10
3. 温室効果ガスの削減目標	11
第6章 目標達成に向けた具体的な取り組み	12
1. エネルギー使用量の削減に向けた取り組み	12
2. 3Rの推進	13
3. 自動車利用における取り組み	14
4. その他の取り組み	16
第7章 計画の推進	16
1. 推進体制	16
2. 点検・評価	16
3. 公表	16
参考資料	17

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化とは？

地球温暖化とは、人間活動の拡大によって二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が増し、地球全体の平均気温が急激に上昇する現象です。他にも地球温暖化が進行すると海水面の膨張や融解による海面上昇、気候メカニズムの変化による異常気象、農作物への被害が頻発する恐れがあります。このように地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

第2章 国内外の動向

1. 国際的な動向

地球温暖化問題に対する危機感が国際的に広がる中、1992（平成4）年に世界各国が協力し地球温暖化対策に取り組むことに合意した「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。

ただし、条約に掲げられた目標は努力目標であり、世界の温室効果ガス排出量は増え続けたため、地球温暖化対策を行うためのより具体的な約束が必要となりました。その後、1997（平成9）年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）で京都議定書が採択され、2008（平成20）年から2012（平成24）年の間に、1990年と比較して6%削減という削減目標を初めて明確化し、その排出削減を法的に義務付けました。それから、各年度の締約国会議にて京都議定書の運用ルールや発効条件について協議・検討を行い、2005（平成17）年、京都議定書が正式に効力を持った議定書となりました。

2015（平成27）年にパリで開かれた「気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）では、気候変動に関する2020（令和2）年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、長期目標として世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃以内に留めるという「2℃目標の設定」と、1.5℃に抑える努力目標が定められました。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」によると、2℃に抑えるには2075年までに、1.5℃に抑えるには2050年までに脱炭素化（二酸化炭素排出量実質ゼロ）する必要があるとされており、各国が5年ごとに提出・更新することが義務化されています。

2. 国内の動向

1997（平成9）年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」（COP3）での京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という）」を制定しました。2002（平成14）年の京都議定書の締結を受け、目標達成計画の策定や温室効果ガスの算定・報告・公表制度の創設、事業者の排出抑制等に関する指針の策定。さらに地方公共団体実計画の策定事項の追加等、温対法の改正が行われました。

また、COP21でパリ協定が採択されたことを受け、2016（平成28）年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画では中期目標として2030年度に2013（平成25）年度比で26%削減することや、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにすること。長期目標として2050年までに80%の温室効果ガス削減を目指すことが位置付けられました。

その後、パリ協定の目標達成に必要とされる「2050年までの脱炭素化」を目指すため、環境省は全国の自治体へ「ゼロカーボンシティ」としての表明を呼びかけています。また、日本政府は2020（令和2年）10月、地球温暖化対策推進本部において（2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする）カーボンニュートラルへの挑戦を掲げ、新たな産業構造や経済社会への発展につなげていく考えを示しています。

3. 新庄市の動向

本市では、1996（平成8年）3月、環境に係る施策の方向性の基本となる計画となる「新庄市環境基本計画」を策定し、ごみの減量やリサイクル、省エネ、再生可能エネルギーの導入等の推進、温室効果ガスの排出量削減等に取り組んできました。

また、1999（平成11）年6月には環境都市宣言を行い、「環境にやさしいまち新庄」の市民として地球環境の保全に積極的に貢献していくとしています。

かつては国の役割とされてきた地球温暖化対策において、パリ協定の目標達成に必要とされる脱炭素社会の実現に向けて地方公共団体の役割の重要性が高まってきており、市民及び事業者の取組みを先導していくためにも、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組むことが求められています。

また、地球温暖化対策推進法第21条において、全ての地方公共団体は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられており、当市においても、2011（平成23）年より『新庄市地球温暖化対策実行計画』を策定し、エネルギー管理や廃棄物のリサイクルなど、新たな環境マネジメントシステムとして活用しています。

これらの過程を踏まえ、引き続き環境への負担の低減と温室効果ガス排出量の抑制に努めるため、令和3年度を初年度とする「第3次新庄市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第3章 第2次実行計画の推進状況

1. 第2次実行計画の概要

(1) 計画期間・基準年度

計画期間：2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間

基準年度：2014（平成26）年度

(2) 目標

第2次実行計画では、令和2年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度である平成26年度から6%削減（省エネ法削減目標）することを目標としました。

2. 第2次実行計画の推進状況

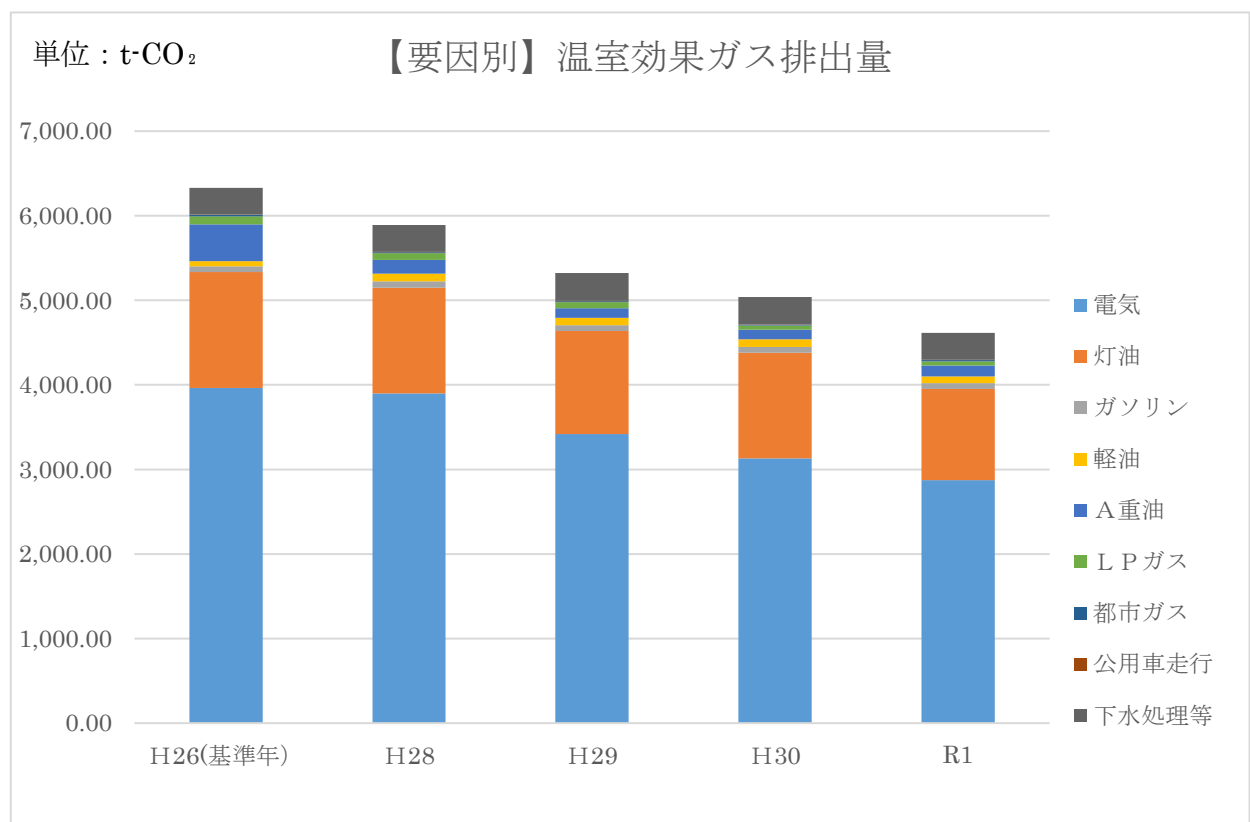
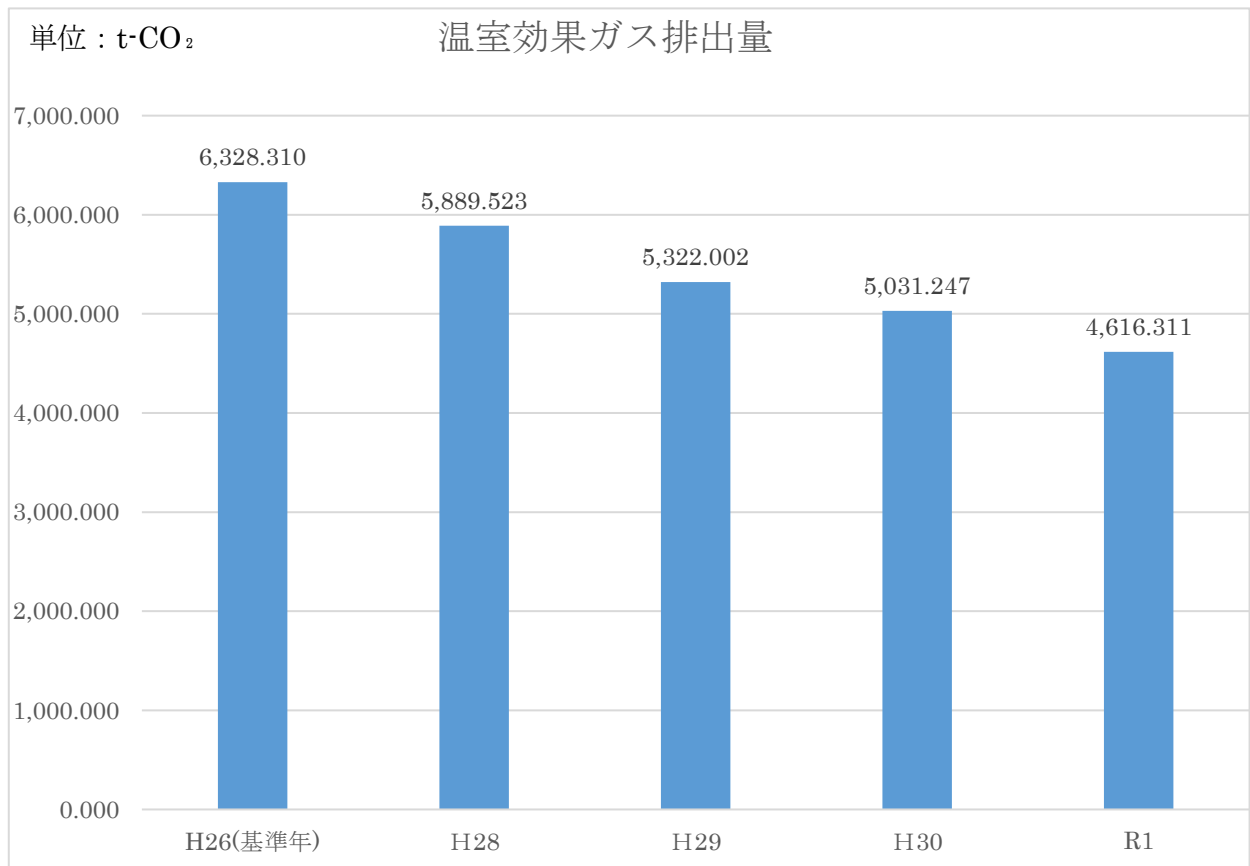
令和元年度の市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、

4,616.311 t-CO2で、基準年度比で27.053%の削減となりました。

詳細は以下のとおりです。

<本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移>

排出量 (t-CO2)	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	削減量(%) (基準年度比)
電 気	3,964.635	3,898.816	3,416.596	3,132.513	2,872.100	-27.6
灯 油	1,369.846	1,249.360	1,220.382	1,248.661	1,081.249	-21.1
ガソリン	67.753	74.073	68.032	65.976	67.092	-1.0
軽 油	60.403	92.599	89.299	89.836	77.813	28.8
A 重 油	433.465	162.600	113.278	116.208	129.538	-70.1
L P ガス	95.182	80.860	71.390	48.757	50.012	-47.5
都市ガス	18.859	10.476	10.222	10.151	13.850	-26.6
公用車走行	3.441	3.969	4.312	4.393	4.026	17.0
下水等処理	314.727	316.770	328.492	323.752	320.630	1.9
総排出量	6,328.310	5,889.523	5,322.002	5,031.247	4,616.311	-27.053



<エネルギー使用量の年度比較>

	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	削減率(%) (基準年度比)
電気(kWh)	6,708,350	7,012,259	6,595,745	6,297,406	6,216,666	-7.33
灯油(ℓ)	546,843	498,745	487,177	498,466	431,635	-21.1
ガソリン(ℓ)	29,204	31,928	29,324	28,438	28,919	-0.98
軽油(ℓ)	23,412	35,891	34,612	34,820	30,160	28.8
A重油(ℓ)	159,950	60,000	41,800	42,881	47,800	-70.1
LPガス(kg)	30,936	26,281	23,203	15,847	16,255	-47.5
都市ガス(m ³)	8,474	4,707	4,593	4,561	6,223	-26.6

<コピー用紙使用量の年度比較>

(枚(A4換算))	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	削減率(%) (基準年度比)
コピー用紙	2,092,950	2,920,594	1,650,763	1,917,240	2,598,875	24.2

<廃棄物排出量と資源物回収量の年度比較>

(kg)	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	削減率(%) (基準年度比)
廃棄物						
可燃ごみ	11,725	15,435	5008	9,266	9,315	-20.6
不燃ごみ	181	665	111	248	86	-52.5
資源物						
ガラス・陶磁器	2,311	1,003	919	821	1,063	-54.0
缶	1,050	2,663	2,435	2,139	503	-52.1
ペットボトル	761	884	831	680	340	-55.3
古紙	26,471	30,793	22,524	22,777	22,092	-16.5

<公用車走行距離の年度比較>

(km)	H26年度 (基準年度)	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	削減率(%) (基準年度比)
ガソリン車	276,056	280,137	317,251	332,351	296,834	7.53
軽油車	125,220	187,679	189,321	182,560	176,108	40.6

第4章 計画の基本事項

1. 計画の目的

本計画は、第2次実行計画に引き続き、本市が自ら事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、脱炭素化社会に向けた地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

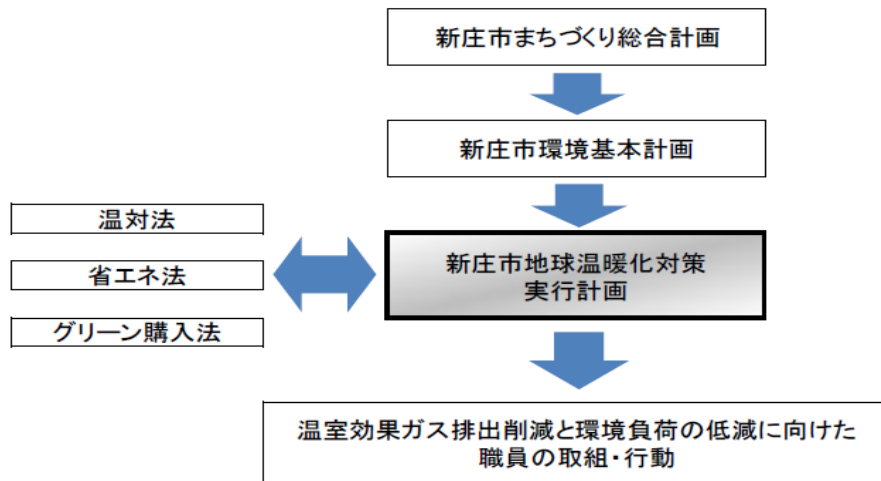
また、本市の事務事業を行うにあたり、環境への負荷の低減を考慮した製品等の利用を促進することにより、環境にやさしく持続的発展が可能な循環型社会の実現の推進を図ります。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第4次新庄市環境基本計画」における基本目標「豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持」の施策から「地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会の構築」について、本市が自らの事務事業に対し、より具体的に実践するための計画として策定するものです。

また、本計画は「温対法」第20条の3第2項に係る「地方公共団体事項計画」定めるべき措置の内容及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）第10条に基づく環境物品等の調達の推進に係る事項を盛り込んだ内容とし、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）と連携を図ります。

<第3次新庄市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の位置付け>



3. 計画の期間

本計画は国の「地球温暖化対策計画」に基づき、基準年度は2013年（平成25）年度、計画期間は、2021（令和3）年から2030（令和12）年度までとします。

ただし、中間年となる2025（令和7）年に計画の進捗状況や地球温暖化対策の国内・国際状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている6物質のうち、排出量が極めて少なく、かつ排出量の実態把握が困難であるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF6）を除いた二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3物質とします。

各温室効果ガスの特性は、以下のとおりです。

温室効果ガス	主な発生源	排出する活動
①二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼、電気の使用、廃棄物の焼却など	公用車の利用、冷暖房設備の利用、可燃ごみの排出など
②メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の埋め立てなど	公用車の利用、冷暖房設備の利用、浄化槽の使用、下水処理施設の使用、不燃ごみの埋め立てなど
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の埋め立てなど	公用車の利用、冷暖房設備の利用、浄化槽の使用、下水処理施設の使用、不燃ごみの埋め立てなど

対象としない温室効果ガス	主な発生源
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用
⑤パーフルオロカーボン（PFC）	アルミニウムの生産、半導体の製造
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	六ふっ化硫黄が封入された電気機械の使用

5. 計画の対象範囲

本市におけるすべての事務及び事業を対象とします。

また、指定管理者制度による事務及び事業についても含むものとします。ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象外とします。

組織及び施設については、本市が所管するすべての組織及び施設を対象とします。指定管理者制度により管理する施設についても含むものとします。

また、計画期間内に増加した組織及び施設についても対象とします。

< 対象施設一覧 >

市長部局

所管課	施 設			
財政課	市庁舎			
子育て推進課	中部保育所	泉田保育所	本合海児童センター	萩野児童センター
	升形児童館	中央学童保育所	日新放課後児童クラブ	北辰学童保育所
	萩野放課後児童クラブ	わらすこ広場		
環境課	新庄・最上さくらが丘斎苑	横町公衆便所	曙町第1公衆便所	曙町第2公衆便所
	升形公衆便所	二ツ屋公衆便所	北本町公衆便所	御堀端公衆便所
	本町公衆便所			
健康課	保健センター	夜間休日診療所		
農林課	農村環境改善センター	昭和活性化センター	太田農村公園	市民農園
	旧中部牧場	陣峰市民の森		
商工観光課	エコロジーガーデン			
都市整備課	道路維持管理センター			
上下水道課	上下水道庁舎	指野浄水場	浄化センター	昭和集落排水処理場
	塩野集落排水処理場	山屋集落排水処理場	萩野集落排水処理場	仁田山集落排水処理場

教育委員会

所管課	施 設			
教育総務課	新庄小学校	日新小学校	沼田小学校	北辰小学校
	本合海小学校	升形小学校	新庄中学校	日新中学校
	明倫中学校	八向中学校	萩野学園	
社会教育課	ふるさと歴史センター	市民プラザ	市民文化会館	図書館
	雪の里情報館	わくわく新庄	萩野地区公民館	八向地区公民館
	旧矢作家住宅	山屋セミナーハウス	市体育館	市民球場
	陸上競技場	テニスコート	武道館	市民プール
	福田山運動広場	横根山運動広場	市民スキー場	

(令和3年3月末時点)

第5章 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量状況及び削減目標

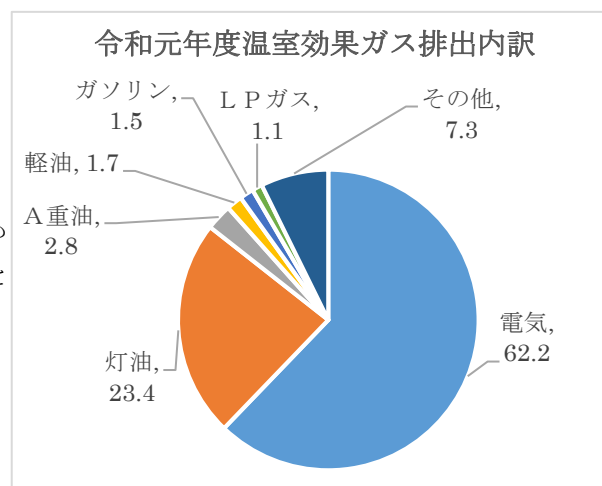
1. 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

本計画の基準年度である平成31年度に、市の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの量は、4,616.311 t-CO₂です。

種類	使用量	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
電気	6,216,666kWh	2,872.100
灯油	431,635ℓ	1,081.249
ガソリン	28,919ℓ	67.092
軽油	30,160ℓ	77.813
A重油	47,800ℓ	129.538
LPGガス	16,255 kg	50.012
都市ガス	6,223 m ³	13.850
公用車走行(ガソリン)	296,834 km	2.639
公用車走行(軽油)	176,108 km	1.387
浄化槽処理	5,234 人	113.075
農業集落排水	2,108 人	45.541
下水処理	2,325,120 m ³	162.014
総排出量		4,616.311

2. 要因別に見た温室効果ガス排出量

令和元年度の温室効果ガス排出量を要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が最も多く、全体の62.2%を占めています。次に、灯油の使用に伴うものが23.4%となっており、そのほか右のグラフのとおりになっています。

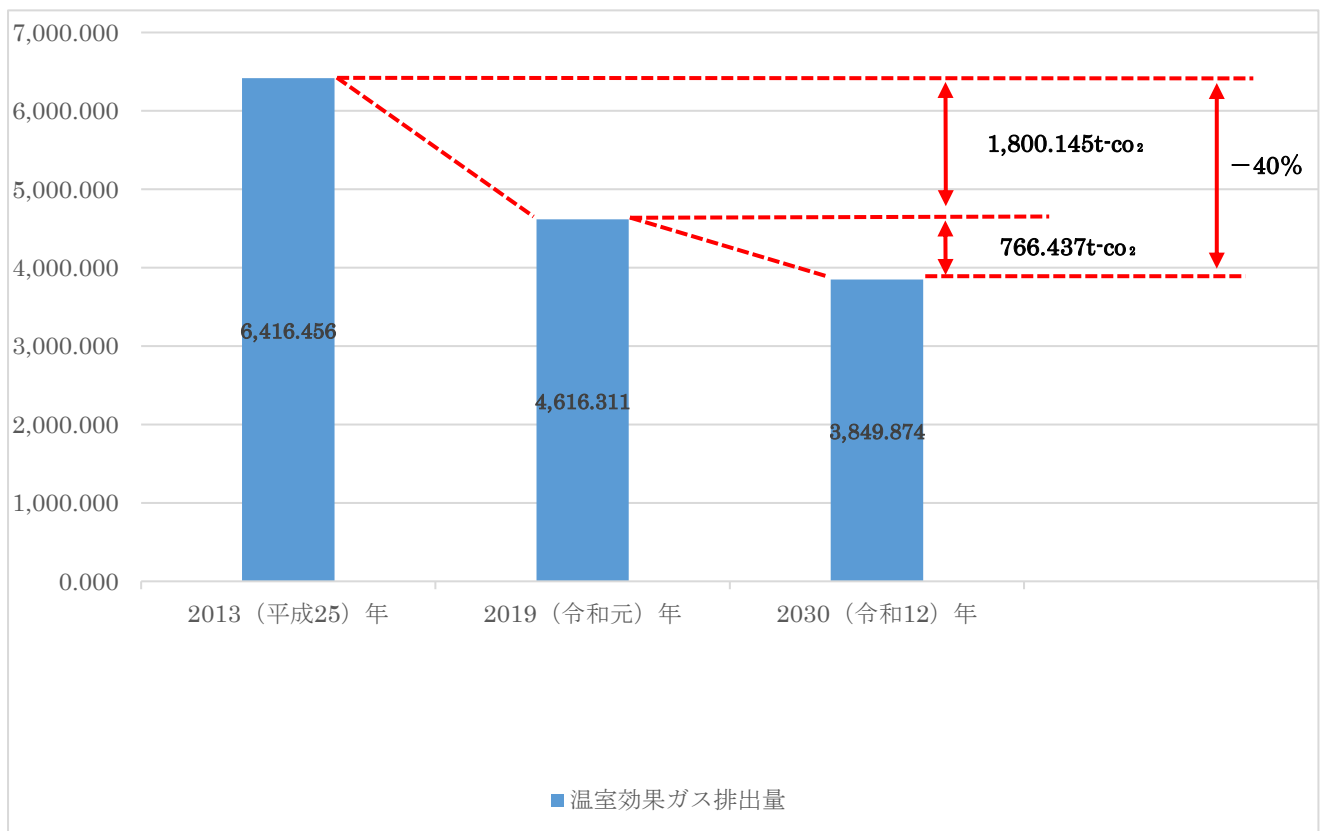


3. 温室効果ガスの削減目標

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスの排出量を基準年度である2013（平成25）年度と比較し、2030（令和12）年度までに40%削減することとします。

国の「地球温暖化対策計画」では、2013（平成25）年度を基準として2030（令和12）年度までに温室効果ガスを40%削減することが求められています。本市では、2019（令和元）年度時点で2013（平成25）年度に対して1,800.145t-co₂の温室効果ガスが削減されています。残りの766.437t-co₂の削減が必要です。

	2013（平成25）年 （基準年度）	2019（令和元）年	2030（令和12）年 （目標年度）	削減目標 （基準年度比）
温室効果ガス総排出量（t-CO ₂ ）	6,416.456	4,616.311	3,849.874	-40%



第6章 目標達成に向けた具体的な取り組み

本市の職員は、本章を参考に日々の業務におけるエネルギー等の効率的な使用と節約を心掛けるとともに、前章の目標が達成されるよう努めます。

1. エネルギー使用量の削減に向けた取り組み

エネルギー等の使用量を削減することにより、温室効果ガス排出量を削減します。

●業務上での取り組み

取組事項	内容
照明器具の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・業務に不用な時間・場所の照明は消灯する。・昼光の積極的な利用により消灯する。
OA機器等の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・長時間使用しないパソコン等OA機器の電源を切る。・機器の省電力機能を活用する。・使用頻度の少ない機器は、コンセントを抜き待機電力を節減する。
空調設備の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・冷房使用時は28℃、暖房使用時は20℃を目安に適正な室温管理を行う。・クールビズ・ウォームビズにより空調設備の過剰使用を控える。・未使用期間の電源を遮断する。(ブレーカーの遮断)・フィルターを定期的に清掃する。・室外機周辺の障害物の有無を確認する。・可能な限り早く運転を停止し、余熱を利用する。
給湯の適正使用	<ul style="list-style-type: none">・給湯使用時間の短縮に努める。・必要以上の湯を使用しない。・用途を考え可能な限り低めの温度設定にする。
適正な流量の調節	<ul style="list-style-type: none">・止水栓の調整による水量管理を行う。・節水を心がけ無駄な水を使用しない。
その他	<ul style="list-style-type: none">・設備が適正に運用されているか定期的に点検する。・トイレ便座ヒーターは夏季の使用を停止する。・トイレパネルヒーターの温度は5℃を目安に管理する。・ドレン配管ヒーターはタイマーにより使用時間を短縮する。(深夜から早朝の使用とする)

●設備・機器の導入・更新に関する取り組み

照明機器	<ul style="list-style-type: none"> ・人感センサーによる点灯管理の導入を検討する。 ・計画的にLED照明への更新を行う。
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネタイプの機器の導入を検討する。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱構造等、省エネに配慮した建築設計。 ・カーテンやブラインドを活用する。 ・高断熱ガラスや二重サッシの導入を検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓の導入を検討する。 ・節水型トイレの導入を検討する。 ・デマンド監視装置の導入による電力使用量の見える化を検討する。 ・エネルギー消費効率の高い設備・機器へ更新。 ・省エネ改修の実施を検討する。

2.3 Rの推進

廃棄物を発生させないこと（Reduce：リデュース）、廃棄物の再利用（Reuse：リユース）、廃棄物の資源化（Recycle：リサイクル）を推進することにより、製品の生産や廃棄に伴う温室効果ガス排出量を削減します。

取組項目	具体的な取組	内容
廃棄物排出量の削減と資源物回収量の増加	紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷、両面コピーの実施。 ・用紙の裏面使用や使用済み封筒の再利用を図る。 ・資料等の電子化、簡素化に努める。 ・コピーや印刷の際は機器の設定を確認し、ミスを防止する。 ・使用済み紙類の回収ボックスを設置し、資源回収に努める。 (個人情報の漏洩に十分注意する)
	リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別を徹底し、資源物の回収量増加に努める。 ・プリンタ用インクカートリッジ、食品トレイ、ペットボトルキャップなどの資源物を回収する。
	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入を推進する。(次ページ)

グリーン購入の取り組み

(1) グリーン購入法について

国では、環境を配慮した物品等の調達を推進することで、需要の転換を図るため、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（「グリーン購入法」）を策定しました。

地方公共団体における環境物品の調達についても定められており、本市においても、法第10条第1項に基づき、グリーン購入の推進を図ります。

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が出来るだけ小さい製品やサービスを事業者から優先して購入することです。

(2) 基本的な考え方

次の基本原則に基づき、調達の支障のない範囲で、環境負荷の低い物品等の調達を行います。

グリーン購入における基本原則
①環境を考慮する。
②必要性をよく考える。
③環境への負荷ができるだけ少ない製品・サービスを選ぶ。（※グリーンマーク・エコマーク）
④環境負荷の低減に努める事業所から優先して購入する。

(3) 判断基準

環境物品を選定する際の判断基準は、環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じます。

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 参考

- ・環境ラベルについて

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

- ・グリーン購入ネットワークについて

グリーン購入ネットワークホームページ <http://www.gpn.jp/>

3. 自動車利用における取り組み

自動車の利用を控えることや、燃費効率の良い運転をすることにより、温室効果ガス排出量を削減します。

取組項目	具体的な取組	内容
量の削減 公用車燃料使用	公用車の適正運転	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブを実施する。 ・走行ルートの合理化や相乗り等、公用車の効率的利用を図る。
	通勤時の環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤や事業活動では可能な範囲で徒歩や自転車の利用に努める。 ・ノーマイカーデーの実施について検討する。

エコドライブの実施

エコドライブとは、燃費消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。今一度運転を見直し、エコドライブを習慣化することが大切です。

県内においては、自治体と自動車販売業者が連携し、教室を実施するなど、エコドライブを推進しています。

下記の10項目の実施により、エコドライブを推進します。

エコドライブ10のすすめ	
①ふんわりアクセル 発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進します。最初の5秒で時速20km程度が目安です。	⑥渋滞をさげ、余裕をもった出発 出かける前に道路交通情報やルートを確認し、余裕をもって出発します。
②車間距離にゆとりをもち、加減速の少ない運転 走行中は一定の速度で走るよう心がけます。車間距離に余裕をもち、交通状況に応じた速度変化の少ない運転を心がけます。	⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備 タイヤの空気圧チェックを習慣づけます。タイヤの空気圧が適正值より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。
③減速時は早めにアクセルを離す 減速時は早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを活用します。	⑧不要な荷物はおろす 運ぶ必要のない荷物はおろします。 100kgの荷物で燃費が3%悪化します。
④エアコンの使用は適切に エアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときはエアコンスイッチを切ります。	⑨走行の妨げとなる駐車はやめる 交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は渋滞をもたらす、他の車の燃費を悪化させます。
⑤ムダなアイドリングストップ 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングをやめます。10分間のアイドリングで、130cc程度の燃料を消費します。	⑩燃費の把握 車の燃費を把握することを習慣づけます。日々の燃費を把握することで、エコドライブ効果が実感できます。

「環境省 エコドライブ10のすすめ ホームページ」より

4. その他の取り組み

その他として、下記について積極的に取り組みます。

取組項目	具体的な取組	内容
再生可能エネルギーの活用	再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー設備の公共施設等への導入を検討する。再生可能エネルギー設備の導入について、温室効果ガス削減効果を検証し、導入目標の設定について検討する。
研修等の推進	職員に対する研修機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none">地球温暖化防止に向けた職員研修を実施する。グループウェア等を利用し、地球温暖化に関する情報を提供する。
	国や県の施策との連携	<ul style="list-style-type: none">国や県の施策等、既存の制度を有効に活用する。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進に必要な事項については、新庄市環境審議会において決定するものとします。

また、各課・各施設に「環境推進委員」を置き、各職場での取組の着実な推進を図ることとします。

2. 点検・評価

各課等の環境推進委員は、各職場におけるエネルギー使用量等について把握し、定期的に別紙「エネルギー使用量調査シート」により、実績について事務局（環境課）に提出します。

全庁的な取り組みの実施状況については、事務局で取りまとめ評価を行います。そして、総合的な点検・評価に基づき、必要に応じて是正及び予防措置を行うこととします。

3. 公表

本計画の進捗状況、温室効果ガスの排出量等については、本市のホームページにおいて公表するものとします。

【参考資料】

《温室効果ガス排出量の算定方法について》

温室効果ガス排出量＝活動量×温室効果ガス排出係数×地球温暖化係数

温室効果ガス排出係数：単位活動量あたりの温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量

地球温暖化係数：温室効果の能力が異なる各温室効果ガスの排出量を、二酸化炭素の量に換算するための係数。二酸化炭素を1とする。

活動種類ごとの温室効果ガス排出係数一覧

対象となる排出活動		単位	KgCO ₂	kgCH ₄	kgN ₂ O
燃料の使用	灯油	ℓ	2.49	0.00035	0.000062
	ガソリン	ℓ	2.32		
	軽油	ℓ	2.58		
	A重油	ℓ	2.71		
	液化石油ガス（LPG）	kg	3.00	0.00023	0.000086
	都市ガス	m ³	2.23	0.00020	0.000076
自動車の走行	ガソリン	km		0.000010	0.000022
	軽油	km		0.000017	0.000025
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人		0.59	0.023
下水の処理		m ³		0.00088	0.00016

地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	298

「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」より

地球温暖化係数

電気事業者	年度	排出係数（t-CO ₂ ）
東北電力株式会社	平成25年度	0.000600
	平成26年度	0.000591
	平成28年度	0.000556
	平成29年度	0.000518
	平成30年度	0.000496
	令和元年度	0.000462

「環境省 電気事業者別排出係数一覧」より

新庄市役所エコチャレンジ・プラン

第3次新庄市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

発行月：令和3年3月

発行：新庄市

編集：新庄市環境課

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

TEL：0233-29-5826

FAX：0233-23-6760

E-mail：kankyou@city.shinjo.yamagata.jp



新庄市シンボルマーク



SHINJO CITY
